

第4章 銀行取引における非対面手続と今後の拡充にあたっての諸問題 —— 署名や押印の省略を中心に ——

学習院大学 山下純司

1 はじめに

本稿では、国内および諸外国における非対面による銀行取引の実情や問題点について、とくにペーパーレス化に伴う署名や押印の省略という観点から、法規制との比較等を交えつつ、これらのサービスに係る法規制の在り方や法的課題について整理を行うとともに、「新しい生活様式」時代において、銀行に求められる対応等について検討するものである。

日本でも、個人・法人向けのインターネットバンキングは従前から相応に展開されているほか、貸出取引についても、一部の銀行でオンラインでの取扱いが開始されている。しかし、特に法人との取引（とりわけ貸出を含む与信取引）については、日本では完全なペーパーレス化が浸透しているとは言いがたい。その一因としては、取引の相手方となる法人の役職員が適切な社内手続を経て取引を実行しているかどうか等について、金融機関がオンライン上でどのように確認すべきか、また、金融機関にどこまでの調査義務等が課され、調査結果の保全をどのように図るか等が、十分整理されていないためであると思われる。

このため、デジタルバンキングが進展している諸外国の法規制や法的課題について整理し、ペーパーレス化に向けた日本の銀行実務のあり方を検討する。

2 米国の状況

契約の電子化が進んでいるとされる米国では、いわゆる E-Sign 法（ELECTRONIC SIGNATURES IN GLOBAL AND NATIONAL COMMERCE ACT）が、国内外の取引に関連する契約書その他の電子文書やそこに付された電子署名の法的効力や有効性、強制力について、それが電子的なものであることのみを理由に否定してはならないという原則を規定する（Sec. 101(a)）。ここでいう電子署名とは、「契約その他の記録に添付あるいは論理的に紐付けられた電子的音声、シンボル、あるいはプロセスであり、記録に署名する意図で人為的に作成され導入されたもの」をいい（Sec. 106(5)）¹、署名に代わるものとしての電子署名を広く捉えている。

もっとも、消費者が書面交付をうける権利を有している場合には、消費者の明確な同意がなければ電子文書に置き換えることができないとされている（Sec. 101(b)）。また E-Sign 法は原則を定めるものであって、例外が認められる。州法等による適用除外については制限がされているが（Sec. 102）、一般的な事項としては、①遺言書や遺言信託への適用、②養子縁組や離婚など家族関係への適用、③UCC への適用（例外の例外あり）が除外されている

¹ The term ‘‘electronic signature’’ means an electronic sound, symbol, or process, attached to or logically associated with a contract or other record and executed or adopted by a person with the intent to sign the record: この定義は、統一電子取引法典（UNIFORM ELECTRONIC TRANSACTIONS ACT（1999））において採用されているものと同様である。

(Sec. 103(a))。

E-Sign 法は、電子文書への置換えを実施した場合に、署名を欠くことにより文書が法的に不成立にならないための法律であり、ここでの電子署名は最広義のものとなっている。

3 EUの状況

(1) EUにおける電子署名の3つの方式

EU域内の電子取引について電子データの統一基準を定めた2014年のeIDAS規則(Electric Identification and Trust Services)では、電子署名をその信頼性によって3つに分類している。

第1は、単に電子署名(Electronic signature)あるいは単純電子署名(Simple Electronic Signature)と呼ばれるもので、「他の情報に添付または論理的に紐付けされた、署名者の署名として用いられた電子書式」を広く指す。

第2は、高度電子署名(Advanced Electronic Signature: AES)と呼ばれるもので、「電子署名であり、a)署名者と一意的につながっていて、b)署名者を同定でき、c)署名者のみ使用可能な高い信頼性のある電子署名生成データを使用して生成されたものであり、d)署名された情報とその情報の事後的なあらゆる改変が検出可能な形でつながっていること、という4要件を充たすもの」でなければならない。

第3は、適格電子署名(Qualified Electronic Signature: QES)と呼ばれるもので、「高度電子署名のうち、適格電子署名生成装置を用いて生成され、電子署名としての適格性を有しているもの」をいう。ここでの適格電子署名生成装置は、電子署名生成データに、①電子署名に用いることができるだけの信頼性が確保され、②一度きりしか生成されず、③推測できず、署名が盗難や偽造の防止技術により保護されており、④署名者が他人による使用から保護をすることができるものとされている。

このようにEU規則の電子署名の定義は、単純電子署名⇄高度電子署名⇄適格電子署名という包含関係となっている。日本との関係でいうと、高度電子署名は電子署名法3条にいう電子署名(「これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるもの」)に対応するかそれよりも厳格な基準を定めており、適格電子署名は同法で認定を受けた特定認証業務で認証された電子署名に対応すると思われる。

他方で、EU規則における単純電子署名については形式は定められておらず、署名に代わる電子書式を広く電子署名に当たるものとしている。あるインターネット上の論文では²、スキャンされた署名のドラッグ&ドロップ、電子メールの末尾の結語の署名、マウスやタッチスクリーンを用いた署名、オリジナルの署名がある書面のスキャン、下記のAESやQESに対応しないプロバイダーの署名ツールの使用を例に挙げている。

² from ALLEN & OVERY HP; “E-signing according to German Law” ; https://www.google.com/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=&ved=2ahUKewj58qnZ6rjuAhUSy4sBHf6PAfwQfjAAegQIAxAC&url=https%3A%2F%2Fwww.allenoverly.com%2Fgermany%2F-%2Fmedia%2Fallenoverly%2F2_documents%2Fadvanced_delivery_and_solutions%2Ftechnology%2Flegal_technology%2Fe-signing_according_to_german_law.pdf&usq=A0vVaw3wYF1K325twhHONindRLDq

(2) ドイツの場合

EU の eIDAS 規則がドイツにおいてどう利用されるかを紹介すると、ドイツ民法には、記名文書(Textform)と、署名入り文書(Schriftform)についての規定がある。

記名文書は、可読性のある表示で、表示者の名前があり、持続性ある媒体によっていけばよい。持続性ある媒体とは、①表示の名宛人が、目的に必要とされる間は閲覧できるよう、表示を保持または記録できること、②その表示を変更することなく再現することができることという要件を満たすものであれば、その形式は問われない(BGB 126b)。こうした記名文書が要求される場合としては、例えば賃貸借契約において賃料増額が認められる場合における賃借人への通知などが挙げられる(BGB 558a(1))。これらの文書は形式が問われないため電子文書で作成可能であり、その場合は表示者の名前を単純電子署名すれば、文書として成立することになる。

これに対して、署名入りの文書とは、手書きの署名等が必要とされる文書である(BGB126(1))。この文書は電子文書(Elektronische Form)に置き換えることができるが(BGB126(3))、その場合は適格電子署名を必要とする(BGB126a(2))。署名入り文書は、例えば居住用あるいは事業用不動産の賃貸借における、一定期間を超えた合意(BGB550; 585a)や、賃貸借終了の通知(BGB568(1); 594f)などが挙げられる³。重要性の高い意思表示について、表示者の署名入り文書を要求しているものと思われる。

ただし、ドイツは日本同様に契約成立について諾成主義を原則とするため、契約成立の場面での合意に原則として文書は必要とされない。一般に隔地者間の契約を締結するには、手紙、カタログ、電話の通話、ファックス、電子メール、携帯電話サービス(SMS)、テレビ通話などいかなる通信手段でもよいとされている(BGB312c(2))。合意の存在が問題となった場合には、これも日本と同様に、訴訟法上の問題として扱われる。この場合に、電子文書に適格電子署名が付されている場合はその電子文書は署名入り文書と同等の証拠力を認められる(ZP0371a(1))。これに対して、単純電子署名や高度電子署名について証拠力の規定はなく、自由心証主義の下で証拠力が評価されることになる。

4 ここまでのまとめ

(1) 諸外国の状況

諸外国の場合には、文書への署名の欠如や、署名入り文書の不交付が、実体法上の効果と結びつけられている場合があり、このため電子署名も署名と扱うという法規定が必要になる。これに対して、日本では署名押印を文書の実体法上の効果に結びつけている例が少ないため、諸外国ほど法規定による対応を要しない。

日本の電子署名法上の電子署名は、eIDAS 規則でいう高度電子署名にあたり、同法で認定を受けた特定認証業務で認証された電子署名は、eIDAS 規則でいう適格電子署名に当たる。電子署名の定義だけを見ると、日本は米国や EU よりも厳格に見えるが、電子署名法 3 条は手続法上の効果しかなく、同法の電子署名をしなかったことが、実体法上の効果に直接結びつくものではない。さらに、ドイツでは適格電子署名にのみ高い証拠力を認めているのに対

³ 公証人を用いた遺言のように、特別な確認・公証することを求めるような文書については、電子文書や電子署名を用いることはできない。

して、日本の電子署名法上の電子署名は3条の要件を満たせば高い証拠力が認められ、3条の要件を満たす業者について認証を行うという仕組みを取っているのであるから、電子署名に関する規制自体は緩やかな部類に入るように思われる。

(2) 日本の問題点

問題は、にもかかわらず日本のオンライン取引が、完全なペーパーレス化を実現できない現状について、どのように考えるかである。

法人実務としては、契約の締結に使われる印鑑登録がされた代表印のほかに、会社名の記載された社印、役職員が各自に保持する認印が、状況に応じて使い分けられていると思われる。もっとも、その使い分け方は、その法人の社内規則や慣行によっても異なるものと推測される。ペーパーレス化に当たっては、これらの押印を電子的手段に置き換えるか、あるいは省略する必要があるが、どの印章がどのような趣旨で押されているのかが明確でないまま、押印を行う慣行のみが尊重されてきたため、押印を電子的手段に置き換えるか、省略するか判断が難しくなっているものと思われる。

そこで、各押印の法的な意味に併せて、置換えあるいは省略の仕方を考えていく必要がある。

5 契約書の押印の置換え

(1) 代表印の契約書への押印の意義

法人の行為はその代表者によって代表されるから、法人間の契約は代表者本人が意思表示をするか、代表者から当該契約の代理権を授与された者が意思表示をすることで成立する。契約書に代表者本人によって代表印が押されることは、実体法的には書面による意思表示がその内容どおりに代表者本人によって行われたことを意味するので、契約の成立を保障するもっとも確実な手段となる。

代表印が代表者本人以外の役職員の管理下に置かれており、当該役職員によって契約書に押印されている場合の実体法上の法律関係は、当該役職員が使用者にすぎないと考えられる場合には代表者本人が契約締結の意思表示をしたことになるが、当該役職員が代理人であると考えられる場合には、役職員が代表者の名義でいわゆる署名代理を行ったということになる。役職員が当該契約書への押印権限を与えられていない場合、前者の場合は代表者本人の意思表示が表示に対応する意思を欠く錯誤があることになり(民法95条1項1号)、後者の場合は役職員による無権代理が行われたことになる。もっとも、代表者が代表印の管理を怠った結果、代表印が冒用され、当該契約を締結するための書面による意思表示がなされたものとする、前者の場合、代表者の錯誤には重過失が認められ、相手方が当該錯誤を知っていたか、知らないことに重過失がある場合など例外的な場合を除いて、契約は成立する。また後者の場合も、代表者から役職員へ代理権授与の表示があると考えられるため、相手方は役職員が代理権を与えられていないことを知り、又は過失により知らなかったときでなければ、契約は有効に成立する(民法109条1項)⁴。

⁴ なお、学説上は使用者による誤表示の場合にも、錯誤ではなく無権代理の規定を類推適用すべきであるとする学説が有力である。

このように、契約書の代表印の存在は、たとえそれが代表者本人によって押印されたものでないことが明らかになった場合でも、契約相手方にとって契約成立を保障する確実性の高い手段である。したがって契約書の押印を電子的手段で置き換える場合には、これに相当するだけの手段によらなければならない。

(2) 電子的手段への置換え

電子署名法3条が規定する電子署名は、「これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る」ものとされており、これは要するに、代表者本人が暗号鍵等を適切に管理することにより、本人以外の者が電子文書に電子署名をすることが不可能であるという状況をつくりだすことができるということである。これにより、代表者本人が適切に管理された代表者印を押印する場合と同等に、本人自身により行為がされたことを確認するわけである。

したがって、暗号鍵が適正に管理されていない場合には、代表印の冒用と同じ問題が生じるが、考え方としては同じことになると思われる。もっとも、代表印の場合は一時的に他人に預けて代理押印を行わせても、その印鑑を取り戻しさえすれば預けていた期間外に冒用のリスクが生じることはないのに対して、暗号鍵は情報であるから、代表者が他人にその情報を漏らせば、それ以後はつねに冒用のリスクが存在することになる。したがって暗号鍵を代表者が他人に漏らすということは、代表印以上にトラブルを生じさせる可能性があり、望ましいことではない。

したがって、法人の代表者が契約書に自ら電子署名できず、役職員に契約締結を委ねる場合には、電子委任状により役職員に代理権を授与する方法をとることが望ましい。電子委任状法の電子委任状は、電子契約の一方の当事者となる事業者（法人にあっては、その代表者）が当該事業者の使用人その他の関係者に代理権を与えた旨（「代理権授与」）を表示する電磁的記録であり（電子委任状法2条1項）、①委任者（法人）、②受任者（代理する役職員）、③授与した代理権の内容その他の情報を含むものである。委任者となる法人は、電子委任状を電子委任状取扱事業者に登録・管理させ⁵、契約相手方は適宜その情報を参照することに

⁵ 電子委任状の登録方法については、以下の3つの方式がある。

①委任者記録ファイル方式 ……委任者が電子委任状記録事項を記録した電磁的記録を自らXMLファイルまたはPDFファイルとして作成する方式（委任者はファイルに電子署名をした上で電子委任状取扱事業者に送付する。電子委任状取扱事業者は契約相手方の求めに応じて、保管してある電子委任状を提示する）

②電子証明書方式 ……電子委任状取扱事業者が、委任者の委託を受けて、電子委任状記録事項を受任者の電子証明書に記録する方式（電子委任状取扱事業者が電子委任状を発行し電子証明書に記載する。受任者は当該電子証明書を用いて契約書等に電子署名を行い、相手方は、電子署名を検証することで受任者の代理権を確認する）

③取扱事業者記録ファイル方式 ……電子委任状取扱事業者が、委任者の委託を受けて、電子委任状記録事項を電子証明書とは別に記録する方式（電子委任状取扱事業者は電磁的記録を電子委任状として保管し、契約の相手方の求めに応じて電子委任状の提示を行う）

①③の方式では、契約の相手方は、受任者の代理権の有無を確認する際に、電子委任状取扱事業者に電子委任状の閲覧を請求し、電子情報取扱事業者が保管している記録情報を参照する。そこで、マイナンバーカードの電子証明書を利用した委任者や受任者の特定、リモート署名のためのログインを行うことが想定されている（必須ではない）。

より、なりすましの可能性や受任者の代理権限の存否を確認することができる⁶。

契約の相手方が電子委任状を確認した場合、電子委任状に登録された委任者は、登録された受任者へ、登録された代理権を授与した旨の表示をしていることになる。したがって仮に電子委任状の登録内容が誤っていたとしても、契約の相手方は受任者の同一性を確認すれば、電子委任状に登録された代理権の範囲内の契約について表見代理により契約の成立を保障される。これによって、代表印を契約書に押印した場合と同等の保護を相手方に与えることになる。

もっとも、電子委任状による契約の締結の場合には、電子委任状の内容について確認し、代理行為をする役職員（あるいは法人外部の受任者）のなりすましや権限の有無を判断することが前提である。なりすましに関しては、マイナンバーカードの確認など現実性の高い電子的手段が存在する。権限の有無については、以下で検討する社内内部の文書などを参照する必要がある。

6 押印の省略された社内文書の扱い

契約の相手方の法人の役職員が適切な社内手続を経て取引を実行しているかどうか等をオンライン上で確認する場合には、議事録や稟議書等の社内文書を電子ファイルとして送付してもらい、確認することが考えられる。こうした社内文書が、紙の書面により作られ押印等がされて形式が整っている場合には、それをスキャンした電子ファイルを送付してもらうことも考えられるが、社内文書自体が電子ファイルとして保存されている場合や、紙の文書で保存されていても、社内慣行としてあるいは社内規則として、押印が省略される場合には、それをスキャンした電子ファイルをどのように扱うべきだろうか。

議事録や稟議書などの書類は、契約の成立を保障する意味では二次的な書類であり、当該書面の内容が法人内部の適切な手続を経て承認されたかどうかを確認したいという点からすると、契約相手方としては、こうした書面への押印があるかどうかは、当該書面の作成者の同一性の確保や、真意の確保というより、この書類が複数人の承認を経て最終的に完成したものかという観点から重要なものといえる⁷。

したがって、こうした書面が電子ファイルとして送付されてきた場合に、その内容を確認する際には、押印に代わる電子署名にこだわる必要はなく、当該書類に関与した複数人が確かにその電子ファイルの内容を承認し文書の完成に関与したという確認がとれればよい。例えば、電子ファイルを添付した電子メールに関与した役職員全員を宛先として送付する

②電子署名方式では、国際電気通信連合条約に基づく勧告⁵に準拠した電子証明書への記録が必要となる。

⁶ 電子委任状法で登録される情報の詳細については、電子委任状の普及を促進するための基本的な指針（平成 29 年総務省・経済産業省告示第 3 号）・第 3 を参照。

⁷ 民法 968 条 1 項は自筆証書遺言の方式として押印を要するとしているが、その趣旨について最高裁は、「遺言の全文等の自書とあいまって遺言者の同一性及び真意を確保するとともに、重要な文書については作成者が署名した上その名下に押印することによって文書の作成を完結させるという日本の慣行ないし法意識に照らして文書の完成を担保することにある」とする（平成元年 2 月 16 日民集 43 卷 2 号 45 頁、最判昭和 28 年 6 月 3 日民集 70 卷 5 号 1263 頁）。したがって押印には、①文書作成者の同一性の確保、②文書作成者の真意の確保のほか、③文書完成の担保という役割があることになる。

などの方法でも、押印に代わる程度の確認を行ったということではできるように思われる。

7 契約締結前の文書のやりとり

契約交渉過程での細かな協議や合意を記録した書面についての扱いを考えてみる。契約締結前にやりとりされる契約案は、契約の成立を保障する意味では二次的な書類である。また、契約締結時に発効する表明保証合意案なども、契約の締結がされる際に一括して電子署名（電子委任状による代理署名を含む）を行うことで、合意の成立自体は保障される。したがって、個々の協議や合意の記録文書に、すべて電子署名等の厳格な手続を経る必要はない。

もっとも、契約当事者間での交渉経緯については、後に紛争が生じた場合の証拠資料としての価値があるだけでなく、第三者に情報が漏洩することからトラブルが生じる可能性を否定することはできない。このため、電子ファイルの送付には、パスワード付文書を用いた上で、パスワードの管理について取り決めを行うなど一定の配慮が必要であろう。

8 その他の通知文書

例えば金融商品取引法 37 条の 3, 4, 5 のように、契約の締結前、締結時等の通知書面などが電子書面で交付される場合は⁸、少なくとも実質的にみた場合には電子署名は不要と思われる。これらの電子文書では、発信者の情報が記載されていることは重要であるが、その真正な成立を問題とする場面は少ないと考えられるからである。

⁸ いずれの条文も、各第 2 項により、同法 34 条の 2 第 4 項が準用されており、電子書面として交付することが可能である。なお金融商品取引法施行令 15 条の 22 により、提供の相手方にその用いる方法の種類や内容を示し、事前の承諾を得る必要がある点、また金融商品取引業等に関する内閣府令 56 条が電磁的方法による書面交付について、詳しい規定を置いていることにも注意。